

2019年4月27日

老子会会報

老子会 主催

第016号



老子会のモットー

「老子の道の精神を生かし、自分を変え、世界を変え、未来を変え、世界平和を構築し、人類の幸福を推進していく」ことをモットーとする。

老子



老子

第60回老子会から

第74章 原文

民不畏死、奈何以死懼之。若使民常畏死、而爲奇者、吾得執而殺之、孰(shú)敢。常有司殺者殺。夫代司殺者殺、是代大匠斲(zhuó)。夫代大匠斲者、希有不傷其手矣。



第74章 書き下ろし

民、死を畏(おそ)れざれば、奈何(いかん)ぞ死を以(も)ってこれを懼(おそ)れしめん。もし民をして常に死を畏れしめば、而(すな)わち奇(き)を為(な)す者は、われ執(とら)えてこれを殺すを得るも、孰(た)れか敢えてせん。常に殺(さつ)を司(つかさど)る者有りて殺す。それ殺を司る者に代わりて殺すは、これを大匠(たいしょう)に代わりて斲(けず)るなり。それ大匠に代わりて斲る者は、その手を傷つけざる有ること希(まれ)なり。

第74章 現代語訳

民衆が死を恐れなくなるまで追い詰めてしまったら、どのような刑罰をもって彼らを恐れさせる事ができるだろうか。もし人々が生を楽しみ死を恐れるような世の中に、秩序を乱す輩がでたならば、私はその者を捕えて殺すことができよう。だが一体誰がその刑を実行するのか。人の生死はそれを司るものが殺すのだ。生死を司るものに代わって人を殺すというのは、素人が大工に代わって木を削るのと同じことだ。そのような無理をすれば、結局自らが傷つく事になる。

理解のヒント

民衆が死を恐れなくなりやけくそになれば、死刑によって彼らを抑え込もうとしても、どうしてそれが出来ようか。

反対に、民衆がいつも死を恐れているとすれば、そこで秩序を乱す者が出ると、その者を捕らえて殺すことで、乱れた秩序を回復することが出来る。しかし、誰がそんなことが出来ようか。

何時でも死刑を司る者の手を通して死刑執行がなされる。この死刑を司る者に代わって独自の判断で死刑を執行するということは、大工の名人に代わって木を削るということと同じことである。

大工の名人に代わって木を削ったりすると、自分の手を傷つけないで済むことはまずないであろう。





安易に行われる死刑に反対する章である。一応言っておくが、拙者は現代日本の死刑制度の是非を云々するつもりはまったくないので、あしからず。

『老子』という書物が成立したおおよその時代である春秋戦国時代は、成文化された法律でさえ誕生したばかりで、現代日本のような罪刑法定主義や英米のような判例法主義が存在するわけもなく、量刑は為政者の裁量に完全に委ねられていたのである。

老子は、この章で言うところの「殺を司る者」とは、人智を超えた天命や自然の摂理と解釈するのが通例である。

ここで敢えて為政者から独立した司法官と解釈すると、行政権と司法権の分離を訴える内容と解釈することもできて面白い。ただそういう解釈もできて面白いというだけなのである。

「民、死を恐れざらば云々」 人民が苛政に追いつめられて絶望的になれば、死刑でおどしても効果がないという、厳罰政治の限界を述べたものである。

人民がどのみち生きられないと絶望する政治では、いくら厳罰でおどしても効果はない。刑罰を厳しくして、ふとどき者はどんどん死刑にする。そんなことが、しかし長続きするはずがない。人民は死を恐れず、棄てばちの反抗に出るだろう。

悪い奴が出た場合は死刑も許されようが、老子はやはりそれをしない、という。なぜなら、自然の摂理として万物の生命を奪うはたらきが、おのずからに存在するからである。孔子は、人民に寿命をまっとうさせよと説いている。

「殺を司る者」人の死を司る司命神（しめいしん）のこと。死刑執行者のこと。第73章では「天網恢恢」で、人に分からない犯罪までも摘発して、おのずからに処刑をしてくれている自然の働きを指している。

「其の手を傷つけざる有ること希なり」為政者が、天然自然の死刑執行者に代わって、人民を殺すというのは、為政者自身もその報いを受けるということ。

人民が天の摂理、すなわち寿命によって死を迎えるならよいが、為政者が厳罰によって殺すなら、それは天に代わって人民を殺すことで「大匠に代わりて切る」ことになる。なまじい天に代わって斧（おの）をふるうのは、下手な大工が名工の代わりをするようなもので、自分の手を傷つける。いやそれ以上に大きな災害を身に受けることとなる。

厳罰はさらに極刑を生んで、はてしない泥沼となるものである。為政者は自らの判断をすてて、「天網恢恢」の自然に万事をゆだねることが大事だと言っている。

直前の第73章が刑罰に関するものであったので、その続きで、なぜ刑罰があるかということについて、死刑でもなければ、法律も道徳も守らない荒くれ者たちがいる。現代においても荒くれ者はいるが、現代の荒くれは、智慧が回る荒くれであるが故にたちが悪い。

天の道があつて殺すべきものは殺しており、また殺されなかった者もいつかは死を迎える。刑罰を与える人はいわば天道を犯すようなもので、自らの手を怪我するのがオチであると、老子の評価は厳しい。

このように、死刑制度があることを老子は否定しているが、死刑という制度も一つの天の現れであると見れば、真に寿命を司る天の網から漏らしているわけではないという見方もあるように思う。

『人民というものは、死を畏れるものではない。だからどうして死刑をもってこれを懼れしめることができようか。若し人民をして常に死を恐れさせば常軌を逸し、社会を紊（みだ）るものをもって死刑にしたならば、誰も罪を犯し得ないはずである。（然るに、如何にしてもこのことがないのは、何を意味するか。抑々民は死を畏れないのである。）』

常に殺を司るもの則ち天の道があつて殺すべきものは殺している。

これはちょうど上手な大工が必要によって木をけずっているようなものである。そうだ、大工にとって代わって木をけずったりすると、たいていのものが、木をけずるよりも自分の手をけがするのが落ちである。（人為の死刑も亦これと同じことである）』。

Dr.コーの分かりやすい解説



原文のキーワード

人民…「民」、畏れない…「不畏」、どうして…「奈何(いかん)」、死刑で…「以死」、人民を…「之」、たとえ…「若」、人民をして…「使民」、それにも関わらず…「而」、奇怪な行動を為す者…「為奇者」、こちらが…「吾」、捕らえて…「執」、その者…「之」、殺せる…「得…殺」、誰…「孰(いづれ)」、いる…「有」、死刑…「殺」、それは…「是」、大工の匠…「大匠」、傷付けない…「不傷」。

老子にしては珍しく感情的で過激な表現が混入しているが、それは当時、老子が西へ旅立った直接の原因でもあったからだろう。つまり人々に死を覚悟させて肉弾行に走らせるような独裁者を糾弾し、たとえそんな独裁者でも殺すことを正当化できないことを道(タオ)に照らして述べている。

本末転倒政策のための禁令の刑罰が重すぎたのだ。そこには、こんな愚政は二度と執られぬようにという祈りが感じられる。お上が民を窮地に追い込んだり妖しい政治をせず、民のだれもが死を畏れていれば、万事太平なのである。

だが、どうしても死刑に処す必要性が出てきたならばそうすることもできるだろう。ただしあくまでも殺を司るのは天のみだから、理由はどうあっても人が人を殺せば天からの罪を免れることはできない。完全に天の意に即していれば免れるだろうが、非常に希な例である。それほど死刑は慎重に選ぶべきだといっている。

刑罰以前に、しっかりした政治が行われているかどうか？

天の裁きによって必ず天罰が下る。だから、人為の処罰はしないで天に任せればよいというのが前章の教えである。本章はそれに続く内容として、天の「司殺者」に代わって人民を死刑にすれば、**大怪我をするのは権力者の側**であると論(さと)しています。

「人民が死を恐れていなければ、死刑で人民を恐れさせることは出来ない。一方、人民が死を恐れている場合はどうか。そのときは、たまにおかしな行動で罪を犯す奇怪な行動を為す者が出て、捕らえてその者を処刑出来るとしても、誰がわざわざ死刑にするだろうか。どのみち人民は死を恐れているのだから、奇怪な行動を為す者を処刑したところで見せしめにはならず、秩序の維持には関係ないではないか。

そもそも、おかしな者がいれば、天が死刑を司って罰を下すようになっている。この天の「司殺者」に代わって人が人を殺すというのは、まるで大工の匠に代わって、素人が木を切るようなものである。もしも権力者や為政者が人を斬れば、これと同じで、その手を傷付けないことはないだろう。」

もし人々が死を恐れないなら、死をもって彼等を脅かす事はできない。

もし人々が死を恐れているなら、私が犯人をつかまえて、死に向かわせることができるなら、誰れが罪を犯すだろう？

もし人々がいつも死刑を恐れるようになるなら、自然には人間の生命を終わらせるものがいつでもあるんだよね。

我々が「殺す役目を負う」ということは、大工の名人の代わりをつとめようとするみたいなものである。

そんな事をしたとすれば、ほとんどの場合、自分の手を傷つけることになるのだよ、と言っている。人民が[追いつめられて]死すら恐れなくなれば、どうして死刑で彼らを威すことができよう。

何か、革命時の状態を描いているようであるが、できる限り罪人を死刑にしてはいけない、というようなことが主張されていると思う。唯一神は慈悲そのものであられるので、神は何人(なにびと)の死をも望んでおられない。

たとい人民がいつも死を恐れ、道に外れたことをするものは、私が捕らえて殺す事ができるとしても、どうして進んでそのようなことをしようか。

再度、罪人をなるべく死刑にしてはいけない、と主張されている。でも凶悪犯罪者を野放しにすると、人類が減ぶ。そのような凶悪な犯罪者を野放しにするのは、無慈悲な国王のする事である。





小橋口さんは昭和34年、大阪の港区で誕生されました。

ご両親は鹿児島県の同じ町の出身で、結婚するまで本籍は鹿児島だったそうです。2歳まではお父様が東京に単身赴任だったため、その間、お母様と実家の鹿児島で過ごしました。幼稚園は港区、小中学校時代はラグビーで有名な東大阪の花園で、盾津高校から大阪経済大学に進まれました。

野球が好きで、中学校時代は地元のクラブチームに所属。高校進学後は、1期でしたので、先輩もいない中「野球部」を立ち上げました。

趣味は無いと仰いますが、ときおり映画館に足を運ばれているようです。

お仕事は保険会社の代理店に勤務、皆さまのライフプランの良き相談役として活躍されています。優しい表情と安定感のあるお姿が、お客様に何とも言えない「安心感」をご提供されているのではないのでしょうか。

現在、自治会の役員としても尽力。9年連続で会計責任者をされており地域の皆さんからの信頼も抜群です。

奥様とは、高校の同級生。卒業後はそれぞれの青春を謳歌されていましたが、赤い糸が引き寄せたのか、ご本人曰く「運命的な出会いをした。」とのこと。みなさん、お話を伺ってみては如何でしょうか。

老子会には「藤本政志」さんの紹介で参加、勉強会はもとより、懇親会でも楽しい雰囲気は一役かっ
ておられます。温和な小橋口さんですが、座右の銘は「悪戦苦闘を突き抜ける!」。何事にも、満々たる生命力で挑戦を続けていらっしゃるようです。(余保 充徳)

<老子会の皆さんへ>

欠席も多いのに、温かく迎えていただき感謝です。参加すれば毎回刺激を受けて、翌日からの
励みになっています。(小橋口 勉)

事務局から「鹿児島学外研修」のご報告

老子会の皆様には、いつもご協力頂き誠にありがとうございます。3月は恒例の学外学習を行いました。会員のご配慮も頂き「南日本新聞」のインタビューを受け新聞紙上に掲載されました。交流会は、「目利きの銀次」で地元の友人との親睦もあり盛り上がりました。仙巖園では園内を案内頂き島津藩が日本の産業振興に先駆けて貢献した歴史を学びました。旅行社のサービスで「白熊くん かき氷」をいただき、そのおいしさに舌鼓を打ちました。5月の老子会にも、是非お繰り合わせの上ご出席くださいませ。

石井 政 事務局長

【今後の日程】

5月25日(土) 15時 甲南大学 6-33教室 学習会

6月29日(土) 15時 大阪中央公会堂(中の島) 学習会

7月27日(土) 15時 甲南大学 6-33教室 学習会

※終了後、虎の穴にて懇親会を予定しています。(会費: 3500円)



老子会

〒658-8502

神戸市東灘区岡本8-9-1

甲南大学 国際言語文化センター 胡金定研究室

電話: 078(435)2353

携帯番号: 090-9169-2820(事務局長)

FAX: 078(435)2545

E-mail kokintei@konan-u.ac.jp